

泉大津市介護用品給付事業をご利用の皆様へ

■対象者

泉大津市に住民票があり、次の要件をすべて満たす方

- ①泉大津市内で在宅介護要件を受けて常時おむつを使用している方
- ②いずれかの要件に該当する方
 - ・要介護認定の要介護3～5の方
 - ・満18歳以上で身体障害者手帳の障害程度が1級または2級に該当する方
 - ・満18歳以上で療育手帳の障害程度がAに該当する方
- ③市民税が非課税または均等割の世帯の方(毎年6月に所得状況を確認し、給付の可否を決定します。)
 - ※入院が1か月以上となる方、社会福祉施設・介護保険施設に入所中の方は対象となりません。

■利用方法

申請書を泉大津市役所に提出してください。その内容を審査し、給付の可否を決定します。

■サービスの内容

- ・1か月4,000円を限度とし、原則2か月に1回、2か月分を奇数月もしくは偶数月にご自宅または配達希望先(泉大津市内)に配達します。
- ・新規申請をされた方は翌月に配達します。
- ・納品は10日から月末までのお届けになります。一度配達された介護用品のお取り換えはできません。
- ・注文を受けた合計金額が上限額(1か月4,000円)を超える場合には、ご利用者の自己負担になりますので、配達時の配達員にお支払いください。
- ・配達日時は**祝日、お盆休み、年末年始を除く月曜日から金曜日の9時00分～16時00分**までです。
- ・カタログ上の製品と実物は印刷の都合上多少異なる場合があります。また製品の改良により仕様を変更することがあります。

■注文内容の変更・休止・再開の連絡

ご注文内容の変更は**配達日の2週間前**までに「株式会社泉州ひまわり」へご連絡ください。

配達日の2週間前以降の変更は原則受け付けられません。

※ご注文内容の変更がなければ、前月に申し込まれた内容の配達を行います。

次の場合は必ず泉大津市高齢介護課までご連絡をお願いします。

- ・社会福祉施設・介護保険施設に入所、住所を変更した時、死亡、要介護2以下になった場合
- ・入院が1か月を超える場合
 - ※上記の場合、介護用品の給付を受けることができません。
 - 配達を受けた時点で受給資格がない場合、商品を受け取っていただいたうえ、全額自己負担となる場合がありますので、必ず事前にご連絡ください。
 - 配達のキャンセル連絡は配達日の5日前までになります。

制度に関するお問い合わせ

泉大津市役所 高齢介護課 電話：0725-33-1131

泉大津市 介護用品給付事業 給付商品一覧 2025年4月版



人に愛・介護に心
株式会社 泉州ひまわり

紙おむつ選びのポイント

1. お体の状態に合わせて外側のおむつと内側のパッドを組み合わせてください。
2. 内側のパッドはパンツ専用その他、おしっこの量別に昼用・夜用、お肌の状態や座っている時間に合ったものを選びましょう。

商品のお問い合わせ、ご注文に関しては

株式会社 泉州ひまわり

〒596-0805 大阪府岸和田市田治米町130-9

電話番号フリーダイヤル 0800-200-2062

FAX 072-441-1299

メールアドレス himawari-kisi@world.ocn.ne.jp